

山形広域環境事務組合議会傍聴規則

〔平成4年3月〕
〔共衛議会規則第2号〕

山形市ほか二町共立衛生処理組合議会傍聴規則（昭和48年共衛議会規則第1号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合議会の傍聴に関する事項については、山形市議会傍聴規則（昭和41年山形市議会規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。